

入札説明書に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
1	入札説明書								用語の定義 「その他解体住棟」	解体住棟には保育園に近接する28号棟は含まれていませんが、存置でよろしいでしょうか。	定義のとおり、28号棟はその他解体住棟に含まれません。
2	入札説明書	1	1						前回入札時における質問に対する回答の取扱い	前回の入札における入札説明書等に関する質問に対する回答(令和7年7月18日公表)および入札説明書等に関する質問(第2回)に対する回答(令和7年9月11日及び19日公表)は有効との理解でよろしいでしょうか。	前回入札(令和7年6月13日に公告した入札)の入札説明書等に関する質問回答(令和7年7月18日付、令和7年9月11日付及び19日付)は、令和8年4月17日に公告した本件入札の条件と矛盾しない回答に限り、本件入札に関する入札説明書等への回答に準ずるものとして取り扱います。 なお、各質問について有効無効の別は予め判定せず、落札者決定後から仮契約締結までの間に必要に応じて確認するものとします。
3	入札説明書	9	3	3	(5)	イ	(ア)		設計事業者	設計事業者について、「a～dの要件を全て満たしていること」とありますが、「複数の者」および「総括する者」というのは、「複数の設計事業者」・「統括する設計事業者」を指し、配置予定技術者個人の実績ではないという考えでよろしいでしょうか。	配置予定技術者個人の実績ではありません。
4	入札説明書	10	3	3	(5)	イ	(イ)	d	監理技術者の専任に関して	建設業法に基づく「建築工事業」に係る監理技術者を建設業務期間に専任で1名配置することが求められていますが、建設業務期間が5年以上と長期に亘ることを鑑み、建設業務期間全期間を通じて同一の技術者を配置することは(退職(定年退職等)や会社の人事施策が変更となる可能性があるため)困難です。つきましては解体撤去工事、埋蔵文化財対応、擁壁工事、新棟等の建設工事等、建設業務期間中の各工種が完全に分離される工事において、監理技術者を変更して配置することは可能でしょうか。	事業期間中の監理技術者等の変更は原則、認めません。やむを得ない事情(死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等)により、変更の必要が生じた場合、市と協議し、前任者と同等以上の業務遂行能力があると認めた場合は、技術者の変更を可能とします。 なお、交代のタイミングは、原則として、工事の工程が区切りを迎える時期としてください。
5	入札説明書	14	3	4	(4)				入札説明書等に関する質問及び回答の公表(1回目)	質疑を踏まえ、入札説明書を見直し変更がある場合、変更箇所を示して公表していただきたい。	ご意見として承ります。